

悠う湯ホーム ケアハウス 利用料金一覧

令和5年5月1日

	収入区分	事務費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000円以下	10,000円	44,500円	26,360円	80,860円
2	1,500,001円～ 1,600,000円以下	13,000円	44,500円	26,360円	83,860円
3	1,600,001円～ 1,700,000円以下	16,000円	44,500円	26,360円	86,860円
4	1,700,001円～ 1,800,000円以下	19,000円	44,500円	26,360円	89,860円
5	1,800,001円～ 1,900,000円以下	22,000円	44,500円	26,360円	92,860円
6	1,900,001円～ 2,000,000円以下	25,000円	44,500円	26,360円	95,860円
7	2,000,001円～ 2,100,000円以下	30,000円	44,500円	26,360円	100,860円
8	2,100,001円～ 2,200,000円以下	35,000円	44,500円	26,360円	105,860円
9	2,200,001円～ 2,300,000円以下	40,000円	44,500円	26,360円	110,860円
10	2,300,001円～ 2,400,000円以下	45,000円	44,500円	26,360円	115,860円
11	2,400,001円以上	49,700円	44,500円	26,360円	120,560円

○事務費、生活費は「埼玉県軽費老人ホーム利用料取扱基準」に基づきます。なお、制度等の改正により、利用料等は改定されることがあります。

○収入区分の「対象収入」は前年の収入から、租税、社会保険、医療費、特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要軽費を控除した後の収入をいいます。

※医療費の控除証明は医療機関の正式な領収書を必要とします。

○対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱細則について」等に準じ取扱うこととします。

*年金 *給与所得 *不動産所得（賃貸料等） 他

※生命保険一時金や満期返戻金は必要経費を差引き1/2を認定します。

※保護費や法律の特別措置で支給される手当等収入の対象としません。

○二人室を一人で使用する場合は、毎月の管理費をお二人分徴収します。

○夫婦で二人部屋に入居する場合は、夫婦それぞれの収入及び必要経費を合算して算出する。その算出額の2分の1の金額を夫婦それぞれの対象収入とします。

その金額が150万円以下になる夫婦の事務費徴収額は、その対金額の30%を減額した額〔7000円〕が、夫婦それぞれの事務費徴収額となります。

この場合100円未満の端数は切捨てとします。

(1) 光熱水費 1人部屋の場合 4,000円

2人部屋の場合は、人数、居室内入浴をするかにより下記のようになります(2人で利用する場合、2人合わせての料金になります)

2人部屋 1人での入居で居室内入浴をする場合 8,500円

2人部屋 2人での入居で居室内入浴をする場合 12,300円

2人部屋 1人での入居で居室内入浴しない場合 4,700円

2人部屋 2人での入居で居室内入浴をしない場合 8,050円

(2) 冬期加算 1,960円 〈11月~3月〉

(3) 電気料金 基本料金1050円+各室使用分〈各室毎に計量器〉

(4) 電話料金 使用分実費 〈専用電話機を設置〉

(5) ガス料金 使用分実費 〈二人室・暖房用〉

特定施設入居者生活介護

* 特定施設入居者生活介護を契約されると下記の月額利用料表が適用になります。

令和5年5月1日

	収入区分	事務費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000円以下	10,000円	44,500円	26,360円	80,860円
2	1,500,001円～ 1,600,000円	13,000円	44,500円	26,360円	83,860円
3	1,600,001円以上	16,000円	44,500円	26,360円	86,860円

* 特定施設入居者生活介護は介護保険の指定サービスです。
月額利用料の他に、介護サービス費として要支援・要介護認定に応じた負担金が徴収されます。

要支援・要介護認定	1日当たりの自己負担	1日当たりの自己負担額(2割負担)	1日当たりの自己負担額(3割負担)
要支援1	182円	364円	546円
要支援2	311円	622円	933円
要介護1	538円	1076円	1614円
要介護2	604円	1208円	1812円
要介護3	674円	1348円	2022円
要介護4	738円	1476円	2214円
要介護5	807円	1614円	2421円

*** 加算について**

- ①サービス提供体制強化加算 I 22単位22円/日 (1割負担) 44円/日 (2割負担) 66円/日 (3割負担)
- ②職員処遇改善加算 1カ月の単位合計 × 82/1000
- ③介護職員等特定処遇改善加算 1カ月の単位合計 × 12/1000
- ③介護職員等ベースアップ等支援加算 1カ月の単位合計 × 15/1000
- ④医療機関連携加算 80単位80円/月 (1割負担) 160円/月 (2割負担) 240円/月 (3割負担)

③は所定のサービスを受けている方に加算されます。

(注) 2割負担に該当される方は、介護認定区分別負担額、介護保険サービス加算額がそれぞれ2倍の料金になります。

3割負担に該当される方はそれぞれ3倍の料金になります。

◇【介護保険外サービス】

令和5年5月1日

《個別の外出支援》 通院・買物・その他私的外出

▽時間運賃	▽距離運賃
1時間迄／820円	10km／200円
2時間迄／1640円	20km／400円
以後1時間毎に 820円を加算	以後10km毎に 200円を加算

※時間運賃と距離運賃を合算した金額を徴収します。

※協力病院及び指定病院への送迎付添費用は無料です。

**《特定施設入居者生活介護契約利用者を
対象とする介護保険外サービス》**

「支援計画票」を作成の上、実施します。

入浴介助料	3回目から	1600円
洗濯支援料	3回目から	800円
掃除支援料	3回目から	1400円

《有料サービス費用》

「有料介護・支援計画票」を作成の上、実施します。

体調不良で一時的に行う介護・支援は無料です。

入浴介助料	1回	1600円
洗濯支援料	1回	800円
掃除支援料	1回	1400円
健康生活支援管理料	1日	300円
排泄介助料	1日	4000円
夜間支援料	1日	3500円
食事支援	1日	2500円

《その他の料金》

(1) 食事の追加料金

朝食	410円
昼食	520円
夕食	520円

(2) 食費の減額

5日前までに「7日以上継続する欠食届（書面）」があった場合、次の金額を生活費より減額します。

朝食	240円
昼食	340円
夕食	340円

(3) 生活費の減額

① 『外泊』旅行等

5日以上前の申請で、初日と帰宅日を除いた日数について生活費を日数割で減額します。

② 『入院』

入院の翌日から退院の前日までの日数について生活費を日数割で減額します。

(4) 駐車場代 (車持ち込みの方)

1ヶ月 2000円

(5) 洗濯はコインランドリーが利用できます。

洗濯機・乾燥機 月額料金 1ヶ月1700円

(6) 各居室毎に利用者負担で火災保険に加入していただきます。

(7) 退去される場合、居室の原状回復費用を負担していただきます。

(8) 契約解除時、本人が退去されていても荷物の整理・居室の原状回復・清掃等が済んでいない場合、管理費を徴収いたします。

(9) 個人使用の車椅子・介護用品・療養食・レクレーションなど、入居者の都合で選定する物品や特別なサービスの提供及び手続きの代行について、利用者が負担することが適当と認められるものについてその実費・費用を請求します。

(10) 利用料金は預貯金口座からの振り替えとさせていただきます。

その他、別途料金がかかってくるもの

- ・ 医療費・薬代、その他医療処置等に使用する物 (ガーゼ等)
- ・ 日用品 (ペーパー類、洗剤、掃除用具等)
- ・ 排泄用品 (オムツ、パット等)
- ・ 嗜好品購入
- ・ 外出ドライブ等の参加費、食事代、外出先の施設利用料
- ・ 外部介護サービス利用費 (デイサービスやヘルパー等)
- ・ 入居時に火災保険に加入していただきます。